

函館市監査公表第9号

函館市長から、定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和6年8月19日

函館市監査委員 小 野 浩

函館市監査委員 本 間 裕 邦

函館市監査委員 浜 野 幸 子

函館市監査委員 斉 藤 佐知子

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函 館 市 長 大 泉 潤

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、
次のとおり通知します。

部 局 名	観 光 部		
監 査 の 種 類	定期監査 ・ 財政援助団体等監査 ・ その他（ ）		
監 査 等 実 施 期 間	令和 5 年 10 月 27 日～令和 6 年 3 月 25 日	提出日	令和 6 年 5 月 8 日
監 査 項 目 等	予 算 の 執 行		
区 分	勸 告 事 項 ・ 指 摘 事 項 ・ 意 見		
<p>観光費で予算執行している函館市観光案内所の設置を用途とする建物の賃貸借について、函館市会計規則（昭和 39 年規則第 9 号）別表 1 の 3 では、賃貸借の「支出負担行為の範囲」は「契約金額又は請求金額」とされていることから、本件においては支出負担行為額を契約金額とすべきところ、令和 5 年 4 月 1 日付けで起票した当該賃借料の支出負担行為伺書では、支出負担行為額を契約金額としていなかった。</p> <p>これは、年度途中から賃借料の変更を予定していたものの、4 月 1 日時点では変更契約を締結していなかったにもかかわらず、変更予定の金額を支出負担行為額としていたものであり、規則に基づく事務が執られていなかったことから、今後においては、規則にのっとり適正な事務の執行を図られたい。</p>			
措置内容、対応・考え方			
<p>函館市観光案内所賃借料については、当該年度内に変更となる旨の協議を進めていたところであり、変更後の金額について両方で確認済みであったことから、支出負担行為額を当初から変更予定の金額で起票していたものですが、4 月 1 日時点では変更契約を結んでおらず、本来は変更前の契約金額で起票すべきであったため、今後は会計規則にのっとり適正な事務の執行に努めてまいります。</p>			